

## 督促状・延滞金

国保税を納期限までに納付しなかった場合は、督促手数料や延滞金が発生します。

### 督促状

納期限内に納付がない場合に、納期限から20日以内に督促状を発送します。督促状が届きましたら納付忘れがないかを確認し、督促状に記載の納付期限内に納付してください。

※手数料・・・督促状1通につき100円

### 延滞金

納期内納付をした方との公平性を保つため、納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(上限は年7.3%)、納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以降については、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(上限は年14.6%)で計算した額が延滞金としてかかります。

納付が遅くなればなるほど延滞金の金額は増えていきます。早めの納付をお願いします。

※延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合。)に年1%の割合を加算した割合。

#### ○延滞金の計算方法

延滞金の計算式は次のように計算します。

$$\text{延滞金} = (\text{税額} \times \text{年} 2.4\% \times A \div 365) + (\text{税額} \times \text{年} 8.7\% \times B \div 365)$$

Aは納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの日数(特例基準割合分)

Bは納期限の翌日から1ヶ月を経過した日の翌日から、納付した日までの日数

※上記は、令和5年1月1日～令和5年12月31日の割合です。

#### ○注意

- ・未納税額が2,000円未満の場合は、延滞金は発生しません。  
(一部を納税して、残りが2,000円未満になった場合は除きます。)
- ・未納税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数全額を切り捨てて計算します。
- ・算出された延滞金額が1,000円未満の場合はその全額を切り捨て、また1,000円以上の場合で100円未満の端数があれば、その端数も切り捨てます。
- ・特例基準割合を用いて計算した場合に、計算結果に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。